

○大津町日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年9月20日

要綱第40号

改正 平成21年10月1日要綱第45号

平成24年3月27日要綱第11号

平成25年3月29日要綱第7号

平成28年3月24日要綱第9号

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条及び地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日付障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づく日常生活用具給付事業(以下「事業」という。)は、日常生活を営むのに著しく支障のある法第4条第1項に規定する障害者及び法同条第2項に規定する障害児(以下「障害者等」という。)に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を給付又は貸与(以下「給付等」という。)することにより、日常生活の便宜を図り、もつて障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(事業の実施)

第2条 この事業の実施主体は、大津町(以下「町」という。)とする。ただし、町は、事業の実施に当たって、用具の給付等を適切に実施することができる者(以下「事業者」という。)に事業の実施を委託することができる。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第3条 給付等の対象となる用具及びその対象者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象者から除く。

- (1) 給付等の対象となる用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、町内に居住地を有する障害者等で、同表の「対象者」欄に掲げる在宅の障害者等又は町長がこれに準ずる者として認めた者とする。ただし、1か月以内に施設から退所し、在宅に戻る予定の者で、在宅生活のために用具の給付等が必要と認められる場合は給付の対象とする。

(2) 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）を勘案し、前回の給付日より別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となつた場合はこの限りではない。また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が、部品の交換よりも真に合理的・効果的と認められる場合又は操作機能の改善等伴う新たな機器の方が用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付が可能であるものとする。

(3) 用具の貸与の対象者は、前号に掲げる障害者等であつて、所得税非課税世帯に属する者とする。

(申請)

第4条 用具の給付等の助成を受けようとする障害者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障害者等を現に保護する者をいう。以下同じ。）（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付（貸与）申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(調査)

第5条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、必要な調査等を行い、日常生活用具給付（貸与）調査書（第2号様式）を作成し、給付等の要否を決定しなければならない。

また、町長が必要と認める場合は、申請者に対し医師意見書の提出を求めることができる。

(決定)

第6条 町長は、前条の調査により用具の給付等の可否を決定したときには、日常生活用具給付（貸与）決定・却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、日常生活用具給付（貸与）券（第4号様式。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第7条 前条第1項の規定により用具の給付等の決定を受けた者等又はその保護者（以

下「給付等決定者」という。)は、用具納入業者(以下「業者」という。)に給付券を提出して用具の給付等を受けるものとする。

2 前項の業者とは、日常生活用具の販売等を業とするもので、町長と当該事業に係る用具の給付について委託契約を締結した者をいう。

(用具の貸与)

第8条 第6条第1項の規定により用具の貸与の決定を受けた者は、町長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに町長が貸与取消の決定を行わないときは、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

(費用の負担)

第9条 第6条第1項の規定により用具の給付等の決定を受けた障害者等又はその保護者(以下「給付等決定者等」という。)は、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払うものとする。

2 前項の規定により支払う額(以下「費用負担額」という。)は、法に基づく補装具費の支給の例によるものとする。

(業者への支払い)

第10条 町長は、業者から用具の給付等に係る費用の請求があつたとき(給付の場合は、給付券を添付)は、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により給付等決定者等が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表の「基準額」の欄に定める額の範囲内とする。

(貸与の取消し)

第11条 町長は、用具の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

- (1) 第3条第3号の規定による対象者でなくなつたとき。
- (2) 貸与の対象となる障害者等でなくなつたとき。
- (3) 町内に居住地を有しなくなつたとき。
- (4) 障害者等が死亡したとき。
- (5) 用具の貸与を必要としなくなつたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを行うときは、日常生活用具貸与取消通知書（第5号様式）により用具貸与者に通知するものとする。

（譲渡等の禁止）

第12条 給付等決定者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（費用及び用具の返還）

第13条 町長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等の助成を受けた者があるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

（排泄管理支援用具及び人工内耳用電池の特例）

第14条 町長は、障害者等の申請の手続きの利便を考慮し、別表に規定する排泄管理支援用具及び人工内耳用電池については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

(1) 別表の基準額（月額）の範囲内で1ヶ月に必要とする排泄管理支援用具、人工内耳用電池に相当する額の2倍（2ヶ月分）の額を給付券1枚に記載して交付すること。

(2) 給付券は、申請1回につき3枚（半年分）まで一括交付することができる。

(3) 第10条に規定する費用の負担については、給付券1枚につき必要とする排泄管理支援用具及び人工内耳用電池に相当する給付額について行うこと。

2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、排泄管理支援用具及び人工内耳用電池については、対象者が在宅であることを要しないものとし、町長が生活維持のために給付が特に必要と認めた者については、給付できるものとする。

3 複数の排泄管理支援用具を必要とする者がある時は、第5条に基づき調査を行い、町長が給付を特に必要と認めた者については、複数の用具を給付できるものとする。

（台帳の整備）

第15条 町長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付（貸与）台帳（第6号様式）を整備するものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
(大津町重度障害者日常生活用具給付等事業実施要項の廃止)
- 2 大津町重度障害者日常生活用具給付等事業実施要項（平成12年要項第46号）は廃止する。
(委託業者の特例)
- 3 平成18年9月30日までに、大津町重度障害者日常生活用具給付等事業実施要項に基づき、町と委託契約を締結している業者については、平成18年10月以降も委託契約しているものとみなす。
(経過措置)
- 4 この要綱の施行の際、現に廃止前の大津町重度障害者日常生活用具給付等事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成21年10月1日要綱第45号）

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日要綱第11号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日要綱第7号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日要綱第9号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、第1条の規定による改正前の大津町職員駐車場使用要綱、第2条の規定による改正前の大津町国民健康保険税減免取扱要綱、第3条の規定による改正前の大津町成年後見制度利用支援事業実施要綱、第4条の規定による改正前の大津町多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱、第5条の規定に

よる改正前の大津町まごころ生活支援事業実施要綱、第6条の規定による改正前の大津町障害者控除対象者認定事務取扱要綱、第7条の規定による改正前の大津町日常生活用具給付事業実施要綱、第8条の規定による改正前の大津町訪問入浴サービス事業実施要綱、第9条の規定による改正前の大津町意思疎通支援事業実施要綱、第10条の規定による改正前の大津町移動支援事業実施要綱、第11条の規定による改正前の大津町障害者自動車運転免許取得・改造助成事業実施要綱、第12条の規定による改正前の大津町補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱及び第13条の規定による改正前の大津町国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予の取扱いに関する要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第3条、第10条）

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）又は難病患者で寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は2級を含む。）、重度若しくは最重度の知的障害者（児）又は難病患者で寝たきりの状態にある者。ただし原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年

特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者（児）又は難病患者で自力で排尿できない者。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
体位変換器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者又は難病患者で寝たきりの状態にある者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）又は難病患者で下肢若しくは体幹機能に障害がある者。ただし、原則として3歳以上の者	介護者が対象者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年

	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則3歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年
	訓練用ベッド	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者又は難病患者で下肢若しくは体幹機能に障害がある者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）又は難病患者で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	便器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）又は難病患者で常時介護を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者	対象者が容易に使用し得るもの。身体障害者（児）については手すりつきのものに限る。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	障害者（児）の場合 4,450円 難病患者の場合 手すりなし 4,450円 手すりつき 5,400円	8年
	T字状・棒	平衡機能又は下肢若し	対象者が容易に使	4,460円	2年

状のつえ	くは体幹機能障害3級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	用し得るもの		
歩行支援用具（移動・移乗支援用具）	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者又は難病患者で下肢が不自由な者。ただし、原則として3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ・対象者の身体機能の状態を十分に踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの ・転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者（児）。又は、重度又は	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの ア スポンジ及び	ア 15,200円 イ 36,750円	3年

	最重度の知的障害者 (児)若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	革を主材料としているもの スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの		
特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者(児)若しくは難病患者で上肢機能に障害がある者又は重度若しくは最重度の知的障害者(児)で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者(児)若しくは重度若しくは最重度の知的障害者(児)又は難病患者であつてそれぞれ火災発生の感知及び避	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年
自動消火器	難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
電磁調理	視覚障害2級以上の視覚	対象者が容易に使	41,000円	6年

	器	障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	用し得るもの		
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	対象者が容易に使用し得るもの	7,000円	—
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の聴覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者（児）又は呼吸機能に障害のある難病患者であつて、必要と認められる者	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	に障害のある難病患者であつて、必要と認められる者		56,400円	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者（児）		17,000円	10年
	盲人用体温計（音	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で盲人のみ	対象者が容易に使用し得るもの	9,000円	5年

	声式)	の世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者			
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	対象者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器障害が3級以上の身体障害者（児）であつて、在宅酸素療法者若しくは人工呼吸器装着者又は難病患者で人工呼吸器装着者	対象者が容易に使用し得るもの	身体障害者（児）の場合 50,000円 難病患者の場合 157,500円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であつて、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
情報・通信支援用具	上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障害者（児）	障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト 上肢機能障害者（児） インテリ		100,000円	6年

		キー、ジョイスティック等 視覚障害者（児） 画面拡大ソフト、 画面音声化ソフト 等		
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する（原則として視覚障害2級かつ聴覚障害2級以上）身体障害者であつて、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
点字器	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。原則として学齢児以上の者	対象者が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 (1) 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 (2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製	(1) 標準型 ア 10,400円 イ 6,600円 (2) 携帯用 ア 7,200円	標準型7年 携帯型5年

		イ 片面書プラスチック製	イ 1,650 円	
人工内耳用電池	人工内耳埋込手術を受けている聴覚障害者(児)	人工内耳に使用する電池又は充電電池	月額 2,500円	—
人工内耳体外装置	次の各項のいずれにも該当する者 1 人工内耳埋込手術を受けている聴覚障害者(児)で、現に装着している体外装置が5年以上経過している者。ただし、障害児については、心身の成長、生活環境の変化及び教育上の必要性等を考慮し、新たな体外装置の給付が真に必要と認められる場合はこの限りではない。 2 町の住民基本台帳に引き続き1年以上登録されている者。	人工内耳用音声信号処理装置、マイクrohホン、送信コイル、送信ケーブル、マグネット及び接続ケーブル等で、対象者が容易に使用し得るもの。ただし、医療保険が適用できるときは、これを給付しない。	110万円	5年
点字タイプライター	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	対象者が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
視覚障害	視覚障害者2級以上の視	音声等により操作	再生専用	6年

<p>者用ポータブルレコーダー</p>	<p>覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者</p>	<p>ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、対象者が容易に使用し得るものまたは、音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、対象者が容易に使用し得るもの</p>	<p>35,000円 録音再生 85,000円</p>	
<p>視覚障害者用活字文書読上げ装置</p>	<p>視覚障害2級以上。ただし、原則として学齢児以上の者</p>	<p>文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの</p>	<p>99,800円</p>	<p>6年</p>
<p>視覚障害</p>	<p>視覚に障害を有する視</p>	<p>画像入力装置を讀</p>	<p>198,000円</p>	<p>8年</p>

者用拡大 読書器	覚障害者（児）であつて、 本装置により文字等を 読むことが可能になる 者。ただし、原則として 学齢児以上の者	みたいもの（印刷 物等）の上に置く ことで、簡単に拡大 された画像（文 字等）をモニター に映し出せるもの		
盲人用時 計	視覚障害2級以上の視覚 障害者（児）。なお、音 声時計は、手指の触覚に 障害がある等のため触 読式時計の使用が困難 な者を原則とする。た だし、原則として学齢児 以上の者	対象者が容易に使 用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年
聴覚障害 者用通信 装置	聴覚障害又は発声・発語 に著しい障害を有する ために、コミュニケーション 、緊急連絡等の手段 として必要と認められ る聴覚障害者（児）と す。ただし、原則として 学齢児以上の者	一般の電話に接続 することができ、 音声の代わりに、 文字等により通信 が可能な機器であ り、対象者が容易 に使用できるもの	71,000円	5年
聴覚障害 者用情報 受信装置	聴覚障害者（児）であつ て、本装置によりテレビ の視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳 付きの聴覚障害者 （児）用番組並び にテレビ番組に字 幕及び手話通訳の 映像を合成したも のを画面に出力す	88,900円	6年

		る機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの		
人工喉頭	喉頭摘出者	<p>笛式</p> <p>呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの</p> <p>電動式</p> <p>顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの</p>	<p>笛式</p> <p>8,100円</p> <p>電動式</p> <p>70,100円</p>	—
福祉電話 (貸与)	聴覚又は音声機能が若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であつてコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者又はフ	対象者が容易に使用し得るもの	<p>新規設置</p> <p>83,300円</p> <p>回線切換のみ</p> <p>2,000円</p>	—

		アックス被貸与者。ただし、聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
	ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚障害者等であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話(福祉電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	対象者が容易に使用し得るもの	7,700円	—
	視覚障害者用ワープロプロセッサ(共同利用)	視覚障害者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000円	—
	点字図書	町長が別に定める。			—
排泄管理支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤	蓄便袋 月額	—

		を使用した密封型 又は下部開放型で ラテックス製又は プラスチックフィ ルム製の収納袋 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤	8,858円 蓄尿袋 月額	
		を使用した密封型 のラテックス製又 はプラスチックフ ィルム製の収納袋 で尿処理用のキャ ップ付のもの	11,639円	
紙おむつ 等	ストマの著しい変形等 によりストマ装具の使 用が困難な者又は3歳以 上の者で高度の排便若 しくは排尿機能障害の 者又は脳原性運動機能 障害かつ意思表示困難 者	紙おむつ、洗腸用 具、サラン・ガー ゼ等衛生用品	月額 12,000円	—
収尿器	高度の排尿機能障害	採尿器と蓄尿袋で 構成し、尿の逆流 防止装置をつける もの。	男性用普通 型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円	—

			簡易型	
			5,900円	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	町長が別に定める。		—

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

第1号様式(第4条関係)

日常生活用具給付(貸与)申請書

平成 年 月 日

大津町長 様

申請者 住所 大津町

氏名



対象者との続柄 ()

電話番号()

下記のとおり日常生活用具給付(貸与)申請をいたします。また、給付等の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

記

対象者	氏名		生年月日	M・T・S・H 年 月 日(才)	
	住所	大津町			
	障害者手帳	手帳番号	第 号	S・H 年 月 日交付	
		障害名		障害等級	種 級
難病等	病名		添付書類	<input type="checkbox"/> 特定疾患医療受給者証 <input type="checkbox"/> 診断書	
現況	<input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 入所(施設名) <input type="checkbox"/> 入院(病院名 退院見込 月 日)				
	給付歴	新規・再給付		前回給付 H 年 月 日	
	介護認定の有無	有り・無し		要支援()・要介護()	
給付(貸与)を希望する理由					
給付(貸与)を受けたい用具の名称					
給付(貸与)上、特に希望する事項					
用具の交付を希望する業者名					
該当する所得区分		生活保護・低所得1・一般・一定所得以上			
生活保護への移行予防措置に関する認定		<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防(定率負担減免措置)を希望します。			
備考					

注) この申請書には、次の書類を添付すること。

- (1) 対象者であることがわかる書類(障害者手帳、特定疾患医療受給者証、診断書等)
- (2) 給付又は貸与を希望する用具の見積書
- (3) 町民税非課税世帯のものは、本人又は保護者の1年間の収入がわかる証明の写し。

第2号様式(第5条関係)

日常生活用具給付(貸与)調査書

申請年月日		年 月 日		申請者氏名			
対象者	住所	大津町					
	氏名						
	生年月日	年 月 日		性別		電話	
世帯員の状況	氏名	年齢	続柄	課税状況		備考	
				課税区分	市町村民税所得割		
所得区分		1. 生活保護 (2. 低所得1 3. 低所得2) 4. 一般 5. 一定以上					
基準額	見積額		利用者負担額		公費負担額		
円	円						
月額負担上限額			円		円		
住まいの状況			1. 自家 2. 借家				
給付(貸与)後の生活の状況							
給付(貸与)する用具							
その他の特記事項							
上記のとおり確認しました。 年 月 日 調査者							

第3号様式(第6条関係)

年 月 日

様

大津町長

日常生活用具給付(貸与)決定・却下通知書

標記のことについて次のとおり決定しましたので通知します。

1、決定

対象者	住所	大津町				
	氏名					
	生年月日	年 月 日	性別		電話	
給付番号				決定年月日	年 月 日	
決定内容						
業者	名称					
	所在地					
	電話					
基準額	見積額	利用者負担額		公費負担額		
円	円					
月額負担上限額		円		円		

<注意事項>

2、却下

理由	
----	--

第4号様式(第6条関係)

日常生活用具給付(貸与)券

給付番号				給付決定日	年	月	日
氏名				生年月日	年	月	日
住所							
保護者氏名				続柄			
給付する用具名							
業者	名称						
	所在地						
	電話						
基準額		見積額		利用者負担額		公費負担額	
円		円					
月額負担上限額				円		円	
上記のとおり決定する。 年 月 日 大津町長							
この券の有効期限							
業者の納入した日		給付を受けた者又は扶養する者により受領した額			受領業者名および年月日		
年 月 日					年 月 日 印		
判定検査	判定年月日	年 月 日	判定員職氏名		印		
受領	受領年月日	年 月 日	受領者氏名	印	本人との関係		

第5号様式(第11条関係)

日常生活用具貸与取消通知書

年 月 日

様

大津町長

大津町日常生活用具給付事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

貸与番号	第 号	貸与取消 年月日	年 月 日
対象者氏名		障害者 手帳番号	第 号
		難病等 疾病名	
貸与用具名 (形式規模等を含む)			
取消理由			
注 意 項 事	貸与用具については大津町長の指示に従い速やかに返還して下さい。		

教示

1 不服申立て

この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に大津町長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分(この処分については上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に大津町を被告として(訴訟において大津町を代表する者は大津町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

